

一般社団法人Inclusive Action for All定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人Inclusive Action for Allと称し、和文ではインクルーシブ・アクション・フォー・オールと表示し、略称はI A F Aと表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、国内外の満たされない必要性 (unmet needs) のある人々のより良い生活 (社会的、文化的、健康的) 実現を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 人々の生活向上に関わる研究、調査とその成果の普及・提言
- (2) 人々の生活向上に関わる国内、国際支援
- (3) 人々の支援に関わる研究、調査とその成果の普及・提言
- (4) 人々の文化的生活に寄与するため、音楽会、展覧会、展示会等のイベントの主催および共催
- (5) 前各号に附帯または関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「一般法人法」と略す。) 上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者または学識経験者で社員総会にて推薦された者

(入会)

第6条 正会員または賛助会員として入会するには、当法人所定の様式で申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員および賛助会員は当法人の目的を達成するため、必要な経費として社員総会において定める会費等に関する規則に基づき会費を支払わなければならない。

- 2 会員が既に納めた会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(退会)

第8条 会員は、いつでも退社できる。ただし、退社しようとする日の1ヶ月以上前に、当法人所定の様式で退社の申し出をしなければならない。

(除名)

第9条 当法人の会員が、次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を毀損し、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) 他者または当法人の名誉、プライバシー、著作権、肖像権の侵害および信用等を傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったとき。
- (4) 当法人のサービスを通じて、他会員の連絡先、プロフィール等の個人情報を収集する行為、または入手した情報について複製・公開・配布・出版・販売等を行う行為があったとき。
- (5) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (6) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入を納入期限の最終日から起算して2か月以上遅滞したとき。
- (2) 成年後見人または被保佐人になったとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき。
- (4) 総正会員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会とし、定時社員総会は毎年6月に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(構成)

第12条 社員総会はすべての正会員で構成する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会を招集するには、代表理事は、社員総会の2週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、その通知を発する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故がある場合は、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれにあたる。

(議決権)

第15条 社員総会の議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 社員総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。
- 3 前項の場合のほか、正会員は当法人の承諾を得て、電磁的方法によって議決権を行使することができる。
- 4 前2項の場合においては、その議決権の数を第1項の議決権の数に参入する。
- 5 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録には議事の経過および結果ならびに法令で定める事項を記載し、議長および出席した理事が議事録に署名または記名押印する。

第4章 理事および理事会

(構成)

第18条 当法人には、理事会を設置する。

(員数)

第19条 当法人の理事は3名以上とする。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。ただし再任を妨げない。

(代表理事)

第21条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の中からその互選により定める。

(招集)

第22条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議の省略)

第24条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その議案に議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第25条 理事会の議事については、議事録を作成する。

2 代表理事は議事録に署名または記名押印する。

(理事の報酬等および退職慰労金)

第26条 理事の報酬等および退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第5章 監事

(構成)

第27条 当法人には、監事を設置する。

(任期)

第28条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

(監事の報酬等および退職慰労金)

第29条 監事の報酬等および退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

(役員 of 損害賠償責任の免除)

第30条 当法人は、理事または監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(非業務執行理事等の責任限定契約)

第31条 当法人は、一般法人法第115条第1項に規定する非業務執行理事等との間で、非業務執行理事等の前条記載の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画書・収支予算書・資金調達および設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様に行う。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまで保管し、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第34条 当法人の事業報告および決算は、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表書
 - (4) 損益計算書
 - (5) 貸借対照表書および損益計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) キャッシュフロー計算書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号・第3号・第4号・第6号・第7号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほかに、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第35条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産)

第36条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似する事業を行う公益社団法人または公益財団法人に贈与する。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 当法人は、社員総会決議その他法令で定められた事由により解散する。

第8章 事務局

(事務局)

第39条 当法人の事務を円滑に処理するため、国内外に事務局を設置し、所要の職員を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関しては、理事会で定める。
- 3 事務局の職員は代表理事が任免する。

第9章 情報公開及び個人の保護

(情報公開)

第40条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報保護)

第41条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を尽くすものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議より別に定める。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第42条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年3月31日までとする。

(設立時の社員の氏名及び住所)

第43条 当法人の設立時の社員の氏名および住所は、次のとおりである。

住所	*個人住所は非公開
設立時社員	細田満和子
住所	*個人住所は非公開
設立時社員	八代悦子
住所	*個人住所は非公開
設立時社員	北原秀治

(設立時の役員)

第44条 当法人の設立時理事、設立時代表理事および設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事	八代悦子
設立時理事	北原秀治
設立時理事	細田満和子
設立時代表理事	細田満和子
設立時監事	福原正和

(法令の準拠)

第45条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他法令に従う。

以上、一般社団法人Inclusive Action for All設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和2年1月21日

設立時社員 細田 満和子

設立時社員 八代 悦子

設立時社員 北原 秀治